



公益目的支出計画の実施と行政庁 (内閣総理大臣・都道府県知事)による監督

行政庁
(内閣総理大臣・都道府県知事)

公益法人から一般社団法人・一般財団法人へ 移行した法人の義務

- ・自ら定めた公益目的支出計画に基づき、公益の目的に支出すべき額が零になるまで、公益に関する事業の実施による支出をし、又は公益的な団体への寄附をする必要があります。
- ・毎事業年度終了後、公益目的支出計画の実施状況について行政庁に報告する必要があります。

公益目的支出計画を変更したい場合

(例：公益目的支出計画として実施する事業を変更、追加等したい場合)

行政庁の認可を受けて、例えば、新たに公益法人認定法に規定する公益目的事業等を実施し、その事業の実施により公益目的財産額を公益の目的に支出することができます。

合併した場合

合併後に行政庁に届け出なければなりません。公益目的支出計画は、合併後存続する法人又は合併により設立する法人が引き継ぎます。

公益目的支出計画に基づき公益目的財産額に相当する金額を公益の目的に支出し、公益の目的に支出すべき額が零になった場合

行政庁に公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を求めることができます。

毎事業年度公益目的支出計画の実施状況の報告

公益目的支出計画の実施状況の報告についての詳細内容の聴取等

公益目的支出計画の変更の認可の申請

公益目的支出計画の変更の認可

合併した旨の届出

合併後存続する法人又は合併により設立する法人に対する監督

公益目的支出計画が完了した旨の確認の申請

公益目的支出計画が完了した旨の確認書の交付
行政庁は、確認を求めた法人が公益目的支出計画に従って公益目的財産額の全額を公益目的に支出したことを確認し、確認書を交付します。

行政庁による公益目的支出計画に関する監督は終了

公益目的支出計画が完了した旨の確認書の交付を受けると、登記により設立された一般社団法人・一般財団法人と同様、行政庁による監督はなくなります。

このほか、合併後存続し、若しくは設立する法人が公益社団法人・公益財団法人である場合又は公益認定を受けた場合には、公益目的支出計画が完了した旨の確認を受けたものとして取り扱われます。

